

京都市伝統的建造物群保存地区条例の一部を改正する条例（平成16年3月31日京都市条例第70号）（都市計画局都市景観部都市景観課）

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成15年法律第125号）の施行により，電気通信事業法の一部が改正されることに伴い，規定を整備することとしました。

この条例は，電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成15年法律第125号）第2条の規定の施行の日から施行することとしました。

京都市伝統的建造物群保存地区条例の一部を改正する条例を公布する。

平成16年3月31日

京都市長 榘 本 頼 兼

京都市条例第70号

京都市伝統的建造物群保存地区条例の一部を改正する条例

京都市伝統的建造物群保存地区条例の一部を次のように改正する。

第7条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第9号ア中「第12条第1項」を「第120条第1項」に、「第1種電気通信事業者」を「認定電気通信事業者」に改める。

附 則

この条例は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成15年法律第125号）第2条の規定の施行の日から施行する。

（都市計画局都市景観部都市景観課）